

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	茨城県取手市	区分	単独・直営+委託(社協)
キーワード	市民後見人育成 連携ネットワーク構築		

「成年後見制度利用促進連携協議会」と「消費者安全確保地域協議会」を兼ねた協議会

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	107,161人
面 積	69.94km ²
高齢化率	31.1%(H27)
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	34人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	747人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	892人

(2018年度末時点・利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
114人	101人	10人	2人	1人

(2020年2月末日時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (2月末時点)
件 数	5件	14件	34件	27件
内 高 齢 者	5件	12件	32件	25件
内 障 害 者	0件	2件	2件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
36人	0人	0人	0人

(2020年2末日時点)

3. 事例のポイント

▶後見ニーズの急増

2015年4月から社会福祉法人等に委託し地域包括支援センターを4箇所増設。民生委員や専門職から介護保険の申請や権利擁護支援に関する相談件数の増加に伴い、2014年度まで0件だった市長申立件数が2015年度に3件となり、以後申立件数が年々増加傾向となっている。

▶中核機関の体制

- 中核機関は2020年4月から市と社会福祉協議会で担い、市では庁内連携（高齢福祉課と障害福祉課）を実現。
- 1つの協議会で2つの機能（「成年後見制度利用促進連携協議会」と「消費者安全確保地域協議会」）を持つことで、警察との連携を深める。
- NPO法人ととりで市民後見の会が主催し、市民後見人養成講座やフォローアップ研修の開催、法人後見を受任。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要					
2014 (H26) 年	社会福祉協議会が「権利擁護における仕組みづくり検討委員会」を主催し、司法・福祉・行政関係者による有識者委員会を立上げ。サポートセンターの設置について検討。					
2016 (H28) 年	社会福祉協議会に「成年後見サポートセンター」を設置。 医療・福祉・司法のネットワーク構築のために「成年後見制度等利用推進連絡会」を設置・開催。行政（高齢福祉課・障害福祉課）、地域包括支援センター、介護支援専門員、成年後見サポートセンター、NPO法人とりで市民後見の会等が参画。2、3ヶ月に1回程度開催し情報交換等を実施。 Point 1					
2017 (H29) 年	成年後見サポートセンターにおいて「市民後見人養成等あり方検討会（第三者委員会）」を設置。（水戸家庭裁判所にオブザーバー参加依頼）					
2018 (H30) 年	「成年後見制度利用促進審議会条例」制定。 検討会で議論した結果に基づき「市民後見人養成講座」を実施。 Point 2 (36名受講10名加入)					
2019 (H31) 年	4月成年後見制度利用促進審議会条例施行。 Point 3 審議会開催。（年6回程度）					
市長申立件数 推移	2014年 0件	2015年 3件	2016年 5件	2017年 14件	2018年 34件	2019年（2月現在） 27件



POINT



Point 1

市長申し立てが増加する中、司法・福祉・医療専門職等の連携の必要性を感じたことから成年後見制度等利用推進連絡会を設置しました。弁護士会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会に対して推薦を依頼。消費生活センター、病院相談員に対して趣旨説明を実施し、連絡会メンバーに加わってもらいました。

- 高齢福祉課だけでなく、障害福祉課とともに庁内で連携することにより連絡会を設置しました。
- 成年後見制度を活用すべきかどうかを実際のケースについて検討する場となり、弁護士・司法書士等専門職と検討することができるようになりました。



Point 2

「市民後見人養成講座」の開催目的は、修了者による市民後見人の個人受任ではなく、NPO法人とりで市民後見の会の活性化及び法人後見受任の充実とし、対象者は市内在住の一般市民かつNPO法人とりで市民後見の会になるべく加入できる方としました。

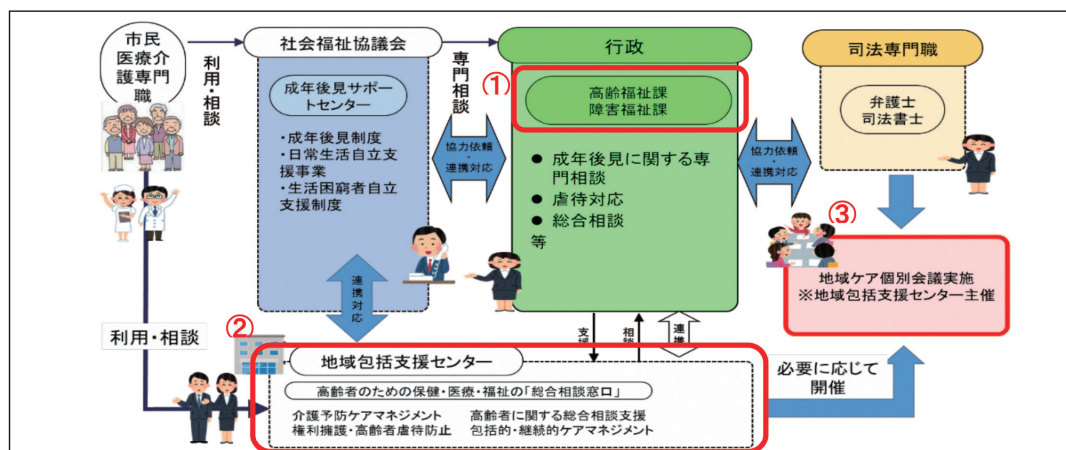


Point 3

「成年後見制度利用促進審議会条例」制定を、高齢福祉課の重点業務として位置付け、市基本計画策定における法的根拠を明確化しました。また中核機関を社協に委託するにあたっての法的根拠・財源の根拠を明確化するために条例を制定しました。

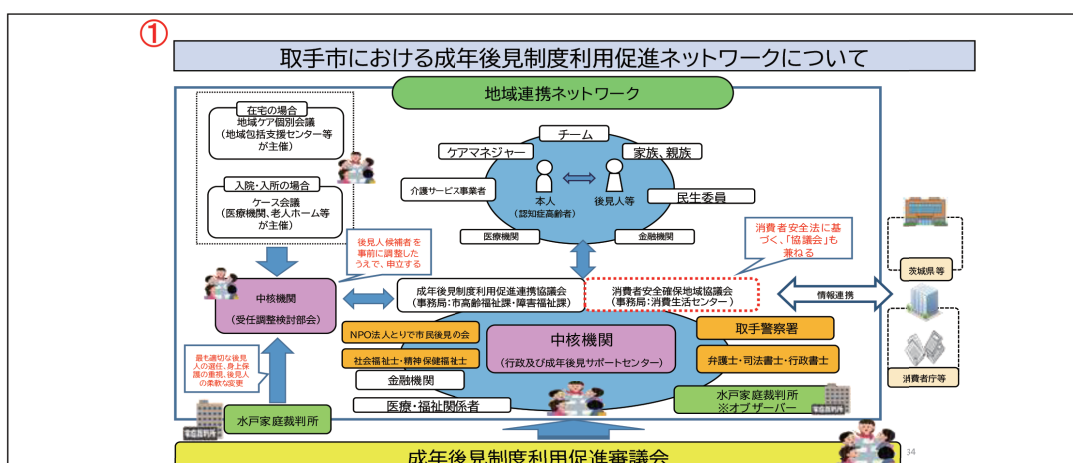
Ⅲ. 取手市における体制の特徴について

1. 成年後見制度につなげるための相談支援体制



- ① 高齢福祉課と障害福祉課により市内連携しています。
- ② 相談は市民からよりも専門職から地域包括支援センターに相談が入ることが多いです。包括が最初から関り、ケースをスクリーニングしています。
- ③ 必要に応じて司法の専門職、市役所の高齢、障害の担当、社協が参加して、地域ケア個別会議を実施しています。ここで成年後見の必要性を検討することが取手市の特徴といえます。

2. 広報機能の充実（広く住民への周知+個別ニーズへの周知）による効果



- ① 専門多職種による地域ケア個別会議は、成年後見制度の利用が必要なケースが適切に判断される仕組みとして機能しています。
- ② 成年後見制度利用促進連携協議会（事務局：市役所）と消費者安全確保地域協議会（事務局：消費生活センター）が協働。協議会を作ることによって、消費生活センターはもとより警察との連携もより一層深めることが出来ます。

※URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/network/

3. 関係多機関・多職種との関わりにおける特徴

■立ち上げ・体制整備において

立ち上げの際の裁判所との連携について

当初、市町村長申立における申立書類の作り方、戸籍の見方等もわからなかったため、裁判所に出向き、申立に関する相談を重ねました。そのような中で自治体と裁判所間のつながりができ、市民後見人養成あり方検討会のオブザーバー参加を機に審議会等へもオブザーバー参加してもらうことができました。

■支援機能において

多様な後見の担い手の育成支援（社会福祉協議会とNPOの法人後見）

当初は後見の多くは社協に依頼していましたが、受任件数の増加が、社協の相談支援の負担となりました。後に「NPO法人とりで市民後見の会」との連携、市民後見人の育成（NPOへの登録）

が強化されました。登録者には議員や専門職も含まれており、また市からNPOに対して一部助成を行っていることについても家裁から認識されているため、法人後見において市民後見人養成研修終了者に活躍いただける環境が整いました。

■協議体の設置について

「消費者安全確保地域協議会」と「成年後見制度利用促進連携協議会」を兼ねた協議会

「消費者安全確保地域協議会」の設置については、社援局からの通知※が来てから初めて調べ始めましたが、それを自身の地域で活かせると思えるアンテナをもっていたことが重要でした。取手市では、元々消費生活センターとは成年後見制度利用推進連絡会への参加をお願いしたときからのつながりがあったことがアンテナにかかった要因となりました。

担当者より

相談窓口には「成年後見」の相談はほとんど来ません。その相談ケースの課題について、成年後見で担えることがあるかもしれないという視点を持つことが必要といえます。また、成年後見につながることによって、ご本人・家族への手続き等の負担はもとより、支援する側の負担の軽減にもつながるケースも考えられるので、課題によっては、その解決の方法論のひとつとしての「成年後見」を押さえておくことが肝要と思われます。



■参考URL 連絡先

取手市 福祉部 高齢福祉課
0297-74-2141
kourei@city.toride.ibaraki.jp